

平成30年第4回農業委員会総会議事録

平成30年4月13日（金）第4回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	(欠員)		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
	16番	藤澤 和利		17番	仲田 清志

推進委員 8人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	9番	鈴江 寛		

欠席委員 2人

推8番 井上 光男 推10番 奥津 忠和

議事	議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第20号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第21号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地法施行規則第29条の届について
	法務局照会について
	期間変更届について
	完了届について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	藤井 和昭
	主査	滝口 良樹
	主査	西川 康裕

(開会時刻 午後 3 時 3 0 分)

藤井次長	<p>委員の皆様ごくろうさまです。 只今から、新見市農業委員会第 4 回総会を開催致します。 まず始めに 4 月 1 日の人事異動による新しい事務局の体制を紹介いたします。 (事務局紹介・挨拶) 本日の出席は 1 名遅れて来られますが 2 6 名、欠席は推進委員 1 0 番奥津委員です。 それでは逸見会長から挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。 (中略) 本日もよろしくお願い致します。</p>
藤井次長	<p>続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は 1 0 番久保木委員に先導をお願い致します。</p>
久保木委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
藤井次長	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしく お願い致します。</p>
会 長	<p>恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力を よろしくお願い致します。 それでは日程 1 「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は、3 番大原委員、4 番三上委員にお願い致します。 続いて、日程 2 「議事」に入ります。 議案第 1 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明 をお願いします。</p>
小川局長	<p>本日の議案につきましては現地調査を 4 月 9 日と 1 0 日に行いました。 3 条が 5 件です。 1 番ですが申請地は新見の田畑 4 筆、売買により所有権移転をするとい うものです。作物は野菜・果樹、作業従事者は 2 名となっております。3 条 2 項各号の該当状況ですが、1 号の「全部効率利用」ですが、機械、従 事者等も揃っており農地のすべてを効率的に利用できるものと思われま す。2 号ですがこちらも法人ではない為該当致しません。3 号信託でもな いので該当致しません。4 号「農作業常時従事」ですが譲受人は農作業を</p>

	<p>行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが当該地区の10aを超えているので該当致しません。6号の貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、所有者が遠方に住んでおりこれまで利用権設定により借り受けていた地元の親戚が購入するというものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また親族間の所有権移転の為、農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
倉脇委員	<p>4月8日に溝尾推進委員と現地調査いたしました。場所は木谷の●●八幡を左に入ると少し奥に申請地と奥に家があります。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>事務局説明で申請人と譲受人は親族間の所有権移転と言われましたが、どこに書いてありますか。</p>
小川局長	<p>私の言い誤りで、親族間の所有権移転ではございません。 お二方は知人です。</p>
藤澤委員	<p>売買価格はいくらでしょうか。</p>
小川局長	<p>住宅と周辺の山林、農地を含めた価格でしたので、明確には表記されておりませんでした。</p>
会 長	<p>ほかのご意見等ございませんので、議案第17号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて2番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが豊永佐伏の畑1筆、売買による所有権移転をするというもの</p>

	<p>です。作物は果樹、作業従事者は2名、価格は記載通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えています。7号の地域調和ですが、譲受人が小作していた農地であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にいたしましても該当しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているので農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
清原委員	<p>現地確認は4月8日で藤本委員、長岡委員としました。場所は豊永から真庭に行く途中に選果場の手前300mを左に国寄という地区があるのですが、そこに入って200mの左下の圃場です。10年前より、ブドウを作られております。譲渡人が高齢であり、市外に住んでおり売買で処分したいということで譲受人が購入したものです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第17号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて3番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番ですが大佐田治部の畑2筆、売買による所有権移転です。作物は野菜・果樹、作業従事者は3名、価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、譲渡人が耕作できず、近隣の親戚に売買するというものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にも該当いたしません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件</p>

	も充たしているので農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを充たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
山田委員	4月11日、後藤委員、久保木委員で現地を確認しました。場所は田治部郵便局から県道を小阪部寄りへ約600m行きまして左側の市道を200m上がったところの周辺にあります。現地に行ってみると、半分以上は原野になっておりました。この案件は譲渡人が市外の子供のところに行きたいので整理したいとのことでした。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第17号3番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて4番の事務局の説明をお願いします。
小川局長	4番ですが哲多町蚊家の田畑10筆、贈与による所有権移転です。作物は水稲・野菜、作業従事者は3名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、家族間の所有権移転であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にも該当いたしません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も充たしているので農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを充たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
奥山委員	4月8日に川上委員、鈴江委員で現地を確認しました。場所は新砥小学校から北に500mいったところですが。お父さんが高齢のため、息子さんに譲りたいそうです。

会 長	事務局、地区員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	3条の調書の4番では売買となっておりますが、贈与ではありませんか。
小川局長	すみません、売買ではなく、贈与です。
後藤委員	ついでに、3条の調書の5番も贈与ですが、売買と書いてあります。
会 長	ほかにありませんか。無いようですので、議案第17号4番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 5番については流れの都合上、議案第20号が終了後に行います。 続きまして議案第18号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回4条の申請は1件です。 新見の畑1筆、宅地に転用するものです。申請地は、都市計画法に規定する用途地域内の農地であって、第3種農地と考えます。申請者の自宅に駐車場がないため、現在の住居を申請地に曳航移転するものであり、土地区域と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。なお、工事期間は許可日～平成30年12月30日で、資金計画は曳航移転費が記載の通りで、すべて自己資金となります。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
倉脇委員	4月8日に溝尾推進委員と現地を確認しました。場所はこのすぐ下の●●●●●を山手に入って突き当たりに鉄工所があるのですが、その裏手の土地になります。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第18号に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	5条の申請が2件です。 1番の申請地は新見市土橋、現況が原野、転用目的は椎茸の原木置き場です。申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。申請人は法人で、個人の農地を賃貸し、椎茸原木の資材置き場とし利用する計画ですが、現状の農地の状態では林業の補助金を受けられないためこの度申請がありました。なお、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられます。また、造成等伴いませんので資金計画はございません。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤本委員	現地を4月8日に清原委員、長岡推進委員と私の3名で確認しました。場所は唐松の田津を經由して土橋に上がり500m行き、下ったところを足見方面に200m行った所です。椎茸の原木置き場ということです。賃貸に関しては問題ありません。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	椎茸の原木置き場なら、5条申請せんでも、農地としてそのまま使えるのではないですか。
会 長	先程、推進委員7番の後藤さんが言われましたが、椎茸の原木置き場なら転用する必要が無いんですけど、何故転用が必要なんですか。
谷川内委員	やっぱり後藤委員が言われたとおりだと思います。
後藤委員	この会社は定款があると思うんですが、農業経営ができるような体制の

	<p>定款があるんですか。</p> <p>(あります、の声)</p>
後藤委員	<p>あります？あ、そう。椎茸の原木置き場じゃから、転用しなくても、3条で借りりゃあええですが。椎茸の原木置き場じゃから。目的が。原木置き場じゃから農地のままでもよろしいんでしょ。3条申請を出せばよろしいんでしょ。</p>
藤本委員	<p>あくまでもここは賃貸契約で、目的は椎茸の原木を置くということです。現在椎茸の原木は持ってきて置いとります。</p>
後藤委員	<p>持ってきて置いとってええんじゃけど、5条は関係なかろう。5条申請は転用目的の所有権移転だから。転用じゃないでしょ。椎茸原木置き場が。5条申請は、農地から農地外にして所有権を移転するのが5条申請。ですからこれは、転用しなくてもいいでしよと。</p>
会 長	<p>11番委員、どうですか。</p>
藤本委員	<p>今、後藤推進委員が言われるとおりで。ただ、私としては、こういうあれが回ってくれば現地を見て確認せんといけんので、見た限りではまだ原野にはなっていないと。これが賃貸であがつとるから、賃貸に関しては別に差し支えが無いと思っております。</p>
谷岡代理	<p>藤本委員が言われるのに、この書類を見ながら現場を見たと思うんです。その時に、今後藤委員が言われたように、5条と3条いうところをよく読まずに現場を確認したんじゃないかと思えます。3条申請なら原木を置いてもよろしいし、5条は（農地転用をして）貸したり売ったりする、その辺をよく考えて、この書類を持って行って、本人に話をせんと。皆さんもよく考えながら、現場を確認してください。よろしく願います。</p>
会 長	<p>今言われたように、転用の必要がないということなんで、それも頭に入れて採決をお願いします。他にご意見ご質問ございませんか。</p>
久保木委員	<p>もう一度申請人に申請をし直してもらうたらいかがでしょうか。今言われるように、藤本委員は申請が出とるんで、現地を確認して原野じゃあないと。事務局も確認に行かれとるんでしょ。その時に判断してもらえりゃあ、それから委員に通知が来るわけですから。委員がどうこう言うのはその前の段階じゃないかと思えます。</p>

後藤委員	もう一度きれいに言います。3条申請は農地对農地の所有権移転あるいは賃貸借。4条は個人の土地を転用する。5条申請は農地を転用して譲渡する、売ったり貸したり。ですから、原木置き場は農地でいいわけですから、同じ出すなら3条の賃貸借がいいと思います。
藤本委員	この件については早速貸付人に来て、わかる範囲の説明をして、再度(3条)申請をし直してもらおうかどうかします。
会 長	申請のやり直しですか。5条の申請については不許可ということで、また改めて3条の申請を出していただくということにしたいと思います。 採決を取ります。議案第19号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手なし)
会 長	許可賛成の方が居られないため、否決とします。 続いて、議案第19号2番について事務局の説明をお願いします。
小川局長	2番の大佐大井野、現況田1筆、転用目的は木材集積土場、賃貸借権の設定で賃借料は記載通りです。申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。譲受人は法人で、個人の申請地を国有林の間伐事業に伴う原木等の集積土場として一時的に利用するもので、申請地が変わって利用する適当な土地はなく、農地区分、転用目的は問題ないと考えます。賃貸期間は許可日～1年間で、造成費等ありませんので資金計画はございません。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
久保木委員	4月11日に山田委員、後藤推進委員と職員立ち会いで現地を確認しました。場所は大佐日野線、大佐ダムから鳥取方面に北に約10kmの旧君山保育園、現おおさ源流の家の裏側です。申請地の周りはずべて貸付人の土地であり、問題ありません。賃貸期間は許可日から約1年だそうです。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)

会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第19号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。</p> <p>なお、今回の面積が30a以下の為、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可と致します。</p> <p>続いて議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします</p>
西川主査	<p>今回、新規の貸し付けが23件出ております。</p> <p>(議案第20号1番～23番を資料により朗読説明)</p> <p>新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明を終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願い致します。</p>
長岡委員	<p>1番から3番を確認日は4月8日に清原委員、藤本委員と行いました。</p> <p>1番の場所は旧足見小の前を南に400mに行ったところで、携帯電話の基地局が建っており、その横です。新規就農者で先月の申請と同じ方です。</p> <p>2番3番の貸付人は同じですが、場所は土橋の立石地域で、●●●●●から300m北へ行ったところ。同じ場所をお二方が借りられています。2番の方は新規就農者で、ブドウを8年くらい作られており、3番の方は主に麦やそばを作られています。</p>
会 長	<p>4番からをお願いします。</p>
後藤委員	<p>4番から22番まで、すべて説明しますが、5番6番以外は小阪部より向こう側、JRより東側になりますので大佐中学校を中心に説明します。</p> <p>4番は中学校の南側にある農地です。5番6番は大佐千屋線で菅生に行く方面に奥谷という地区があるのですが、そこの中の農地です。7番だけが違うのですが、刑部小学校の下にJRに挟まれた場所があり、そこにある農地です。8番も同じです。9番は中学校の南側にある農地。10番は中学校の南側。11番12番は●●●●番台が中学校の南側、●●●●番台</p>

	<p>が東側で是森という集落内の農地です。13番は●●●●番台が中学校の南側、●●●●番台が東側にある是森の農地。14番15番は中学校の前で平地区の農地。16番17番18番は東側の郷尾地区の農地。19番20番が中学校の前の●●ライスセンターの横の農地です。21番22番は県道川上線から分岐して豊永赤馬長屋線のダムに行く途中に勘定という集落があり、そこにある農地です。</p>
会 長	<p>23番をお願いします。</p>
鈴江委員	<p>4月7日川上委員と奥山委員と貸付人と現地を確認しました。場所は哲多総合センターより成羽方面に2kmのところですが、貸付人が耕作できないため、借受人が作られるものです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>5番6番についてお尋ねしますが、農地中間管理事業で5番6番だけが●●が耕作するようになっておりますが、これは何かあるのですか。</p>
後藤委員	<p>●●営農（7番～20番の耕作者）からは場所が相当離れているので●●が管理するものです。</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第20号新規に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。 続いて再設定について事務局の説明をお願い致します。</p>
西川主査	<p>再設定が10件出ておりますが、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので問題ないと考えます。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
関係地区委員	<p>ありません。</p>
会 長	<p>補足説明ございませんので、再設定についてご意見、ご質問ありません</p>

	か。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第 20 号再設定に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定と致します。 ここで議案第 17 号 5 番の説明を事務局から説明をお願いします。
小川局長	5 番ですが哲多町本郷の畑 1 筆、贈与による所有権移転です。作物は野菜、作業従事者は 1 名です。3 条 2 項各号の該当状況ですが、5 号の下限面積ですが当該地区の 20a を超えているので該当致しません。7 号の地域調和ですが、平成 8 年に譲受人への所有権移転が未処理のため、この度贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1 号から 4 号、6 号にも該当いたしません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているので農地法 3 条 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
川上委員	4 月 7 日に鈴江・奥山両委員と現地を確認しました。場所は哲多総合センターを北に 100 m 行ったところであります。申請者にも案内を送っております。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第 17 号 5 番に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)

会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。</p> <p>下限面積の関係で、利用権設定の新規案件が可決され、20aを越えたためこの順番で審議させていただきました。</p> <p>続いて議案第21号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>現況証明が3件でございます。</p> <p>1番は土橋の地目畑、現況原野1筆です。平成5年頃から耕作してないため、原野となっているということです。</p> <p>2番は菅生の地目畑、現況山林1筆です。昭和の頃より耕作しておらず、現在は山林となっているということです。</p> <p>3番は神郷下神代の地目田、現況雑種地3筆です。平成9年頃から耕作していなかったため、雑種地となっているということです。</p>
会 長	<p>この3件についてそれぞれ関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤本委員	<p>確認日が4月8日、清原委員、長岡推進委員と確認しました。場所は先程言いました土橋です。平成5年頃から耕作しておらず、見た限り原野でした。</p>
会 長	<p>2番をお願いします。</p>
眞壁委員	<p>4月7日に泉推進委員、山本推進委員と調査しました。場所は菅生灰が峠で、現況は60年～70年経った杉山の中に紛れて分からない状況でした。</p>
会 長	<p>3番をお願いします。</p>
仲田委員	<p>確認日が4月8日、大原委員、井上推進委員と確認しました。現地は神代小学校の西寄り、縦貫道の裏の●●寺の庫裏の裏側に大きな田んぼがありまして、現況は田ではなく耕作できない状態で雑種地と判断しました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第21号の認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定と致します。 ここで10分間休憩とします。
	～ 休憩 ～ (午後4:40～午後4:50)
会 長	時間がまいりましたので再開致します。 報告事項に入ります。 農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	農地法施行規則第29条の届が2件です。 1番は千屋実の台帳地目は田、現況も田、1筆です。目的は農機具倉庫1棟を建設するというもので、農業機械を保管する場所がないため、農機具倉庫を設置するものです。 2番は哲多町矢戸の台帳地目田、現況も田1筆です。目的は農道の整備で、農業用車両の大型化のため、農道を拡幅するというものです。
会 長	この件について関係地区委員より報告願います。
小田委員	4月10日山本推進委員と現地を確認しました。場所は●●商事のすぐ裏で、農道に面したところ です。
奥山委員	4月7日に川上委員、鈴江委員と現地を確認しました。場所は●●郵便局から500m行ったところ です。事務局の説明通りです。
会 長	続きまして法務局照会について事務局の説明をお願いします。
小川局長	法務局照会は2件出ております。 1番は新見の田畑3筆が昭和の頃から耕作しておらず、1筆は自宅への進入路で雑種地となり、1筆は公衆用道路、また1筆は山林となっているというものです。 2番は馬塚の畑1筆について、平成の初め頃から河川工事で石や土を搬入し、雑種地となっているというものです。
会 長	この件について関係地区委員より確認の報告をお願いします。
倉脇委員	3月8日に眞壁委員、溝尾推進委員と確認しております。理由の通り、

	1筆は雑種地となり、1筆は公衆用道路、また1筆は山林となっていました。
眞壁委員	3月7日に泉推進委員と調査しました。これは石垣と土砂で畑ではなく、雑種地となっていました。
会 長	続いて農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	農業用施設設置の期間変更届が1件出ております。 下熊谷地内、規則第29条による農機具倉庫で、平成30年3月20日までの予定でしたが、工事の遅れの為、平成30年5月31日までの変更届が出ています。
会 長	この件について関係地区委員より、報告をお願いします。
谷岡代理	現地確認を4月7日確認しました。これは昨年度の11月総会に提出した農機具倉庫の建設がこの冬に寒さのため、コンクリート等が乾かないため遅れたということでした。見た限り土台を組むようにできておりましたので、もうすぐ完成するものと思います。
会 長	続いて完了届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	完了届が6件出ています。 (資料により1番から説明)
会 長	この件について関係地区委員より確認日と補足説明がございましたらお願いします。
藤澤委員	1番の件は4月12日に確認しました。申請どおりできておりました。 2番の件も4月12日に確認しました。申請どおりできておりました。
山田委員	4月11日に確認しました。
大原委員	4番を4月8日に現地を確認しました。立派な墓地ができておりました。
橋本委員	5番を4月10日に現地を確認しました。周りには影響がないように、立派なものが出ておりました。

谷川内委員	確認は昨年度の農地パトロールの際にしておりますが、再度4月8日に確認しました。
会 長	続きまして日程3協議事項に入ります。 事務局から何かありますか。
西川主査	はじめの会長あいさつにもありましたが、非農地判定についてです。利用状況調査で農地外と確認した農地を農地台帳から外していこうというものです。当初の予定では4月から6月で確認する予定でしたが、対象農地を抽出したところ、4761筆ございまして、とても3ヶ月で行えないと思いますので、順次できる範囲で進めていきたいと思います。
会 長	続いてその他ですが事務局からお願いします。
藤井次長	次回の総会ですが、5月11日金曜日午前9時30分から場所はこちらの南庁舎の1Cです。6月は6月15日金曜日午前9時30分からで、7月は7月13日金曜日午前9時30分からこの会場で行う予定です。
西川主査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月の農業委員の募集結果、推薦で1人の応募 (神山順一さん45歳、足見のブドウ農家) ・ 賃借料情報のお知らせ ・ 積立金天引承諾のお願い ・ 歓送迎会の確認
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はありませんか。
後藤委員	(調査報酬の支払い期日の確認)
小田委員	(ドローン資格の支援依頼)
会 長	ないようですので、閉会の挨拶をお願いします。
谷岡代理	(閉会挨拶)
(閉会時刻	午後5時09分)